

下関市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「下関市高年齢者等就業支援団体」という。）についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 下関市高年齢者等就業支援団体として認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下関市内に主たる事務所を置き、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿又は下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第2項に規定する高年齢者等（以下「高年齢者等」という。）についての職業生活の充実その他福祉の増進に資する内容が含まれていること。
- (3) 申請日において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - ア その団体に属する者（賛助会員等以外の個人に限る。以下「構成員」という。）は原則として下関市内に居住する者であること。
 - イ 構成員のうち、60歳以上の者の割合が80パーセント以上であること。
- (4) 高年齢者等の就業の機会の確保と組織的提供に係る業務を行っていること。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 申請日において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(認定の申請)

第3条 認定希望者は、市長が別に定める時期に、下関市高年齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項及び地方公営企業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を踏まえた上で、認定の可否について審査を行い、認定する。

2 前項の規定に基づき認定したときは、下関市高年齢者等就業支援団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは、下関市高年齢者等就業支援団体認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請をした認定希望者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 前条第1項の規定により下関市高年齢者等就業支援団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）の認定期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定要件の確認)

第6条 認定団体は、その認定期間中に、市長から第2条に規定する認定の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに下関市高年齢者等就業支援団体変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 認定団体の名称、所在地又は代表者

(2) 第2条第2号に掲げる内容

(状況報告)

第8条 認定団体は、毎年4月30日までに、下関市高年齢者等就業支援団体状況報告書（様式第5号）により、認定日の属する年度を除き、毎年4月1日現在の認定団体に属する者の人数等の状況を市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、下関市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書（様式第6号）により当該認定団体に通知するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月20日から施行する。